

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和7年2月1日現在、常住人口は51,361人、世帯数は21,724世帯で、1世帯あたり人員は2.3人となっている。推移をみると、昭和50年以降、人口、世帯数ともに増加傾向にあり、平成30年には人口は約2倍、世帯数は約3倍に増加している。なかでもみらい平地区においては、平成17年に街開きが行なわれて以来、急速に人口が増加し、現在では、17,522人（令和7年2月1日現在 住民基本台帳人口）となっている。一方、1世帯あたりの人口は、昭和50年4.4人から令和7年では2.3人へと大きく減少し、世帯の小規模化がすすんでいることがうかがえる。

つくばみらい市の中小企業の業況は近年回復傾向にあるものの、労働生産性は停滞しつつあり、大企業との差が拡大していく傾向にある。さらに、中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上の障壁となっている。

つくばみらい市での産業別就業者の割合を見ると、第1次産業は一貫して減少が続いており、第2次産業についても減少傾向が見られる。一方で第3次産業は一貫して増加しており、全体の7割弱を占めている。

市内の工業の推移を見ると、従業者数は増加と減少を繰り返し、安定していない状況にある。事業所数については、平成2年以降は減少傾向が見られ、平成2年と平成26年を比較すると4割の減少となっているにもかかわらず、製造品出荷額については増加傾向が見られ、生産性は向上しているという見方もある。

しかしながら、出荷額が飛躍的に上昇した平成17年～18年からは、既に10年以上が経過しており、先端設備との機能差や経年劣化による影響が見られ始めている。場合によっては機器の故障によって生産活動が停止せざるを得ない事態になる危険性を孕んでいる。

ところが、新たな設備投資を望んでも多額のコストがかかることや、事業承継者がいないことなどで、設備投資にかかったコストを回収できないのではないかと二の足を踏んでしまう事業者が存在している。

こうしたことから、設備投資にかかる固定資産税の優遇制度を設けることで、積極的な先端設備投資を促し、これをもって労働生産性を向上させる。さらに、安定した利益を生み出せるようにすることで、儲かる事業であれば事業承継者の早期育成に繋がる。円滑な事業承継により、事業価値をしっかりと次世代に引き継ぐことで、市内の中小企業の発展が継続され、街は活性化する。こうした好循環を促すことを目標とする。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定められるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

つくばみらい市の産業は、主要産業である農業をはじめ、建設業、製造業、小売業など多岐にわたり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

つくばみらい市の産業は、大半が農業であるが、中央部にみらい平駅周辺、北部に工業地域、西部に幹線道路沿い、東部に山林地域、と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

つくばみらい市の産業は、主要産業である農業をはじめ、建設業、製造業、小売業など多岐にわたり、多様な業種がつくばみらい市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、本事業の対象は、雇用推進等の観点から、現に市内に事務所等を有し、労働に従事する者がいる事業、又は当該事業の実施に合わせて市内に事務所等を新設し、労働に従事する者を配置する事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 先端設備等導入計画の認定の対象となるものは、市税完納者又は完納見込み確実なものとする。